



厚生労働省発老0821第3号
平成25年8月21日

社会保障審議会

会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣

田村 憲久

諮 問 書

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正について)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)において、介護保険法(平成9年法律第123号)の改正がなされ、改正後の介護保険法第47条、第59条、第81条、第115条の24及び第115条の46の規定に基づき、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)を別添のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別添

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体が指定居宅介護支援に関する基準等を条例で制定する際の基準を以下のとおりとする。
1. 指定居宅介護支援事業所の有する介護支援専門員の員数、居宅介護支援の事業の運営に関する基準を都道府県（指定都市・中核市）が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象
 - ① 厚生労働省令で定める基準に従うもの
 - ア 居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び員数
 - ・ 従業者及びその員数
 - ・ 管理者
 - イ 居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
 - ・ 内容及び手続きの説明及び同意
 - ・ サービス提供拒否の禁止
 - ・ 秘密保持等
 - ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 等
 - ② 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの
 - ①以外のその他の運営に関する基準
 2. 指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象
 - ① 厚生労働省令で定める基準に従うもの
 - ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数
 - ・ 従業者及びその員数
 - ・ 管理者
 - イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
 - ・ 内容及び手続きの説明及び同意
 - ・ サービス提供拒否の禁止
 - ・ 秘密保持等
 - ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 等
 - ② 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの

- ① 以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護
予防支援の事業の運営に関する基準

3. 地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要なものとして市町村が条例で定める際の基準

- ① 厚生労働省令で定める基準に従うもの
職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）
- ② 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの
 - ① 以外の事項